

「ビジネスと『女性の』人権」—貿易とジェンダー平等をめぐって

2023 年 2 月 28 日
神奈川大学 近江美保

はじめに—B&HR になぜジェンダー視点が必要なのか

- ・ 女性の人権は、普遍的人権の不可譲かつ不可分な一部であること(ウィーン宣言パラ 18)
- ・ 女性は企業活動により特有かつ過度な影響を受けており (Gender B&HR, Summary)、女性と男性が直面するリスクには違いがあること (GP 一般原則 パラ 5)
- ・ しかし、ジェンダーの影響により女性が直面するリスクは、表面からは見えにくい。
- ・ 「ビジネスと人権」の権利保持者は均質的な集団ではない (Gender B&HR, para.2) という視点は、女性以外のカテゴリーの人々にも応用可能。

* Human Rights Council, Gender dimensions of the Guiding Principles on Business and Human Rights, A/HRC/41/43, 23 May 2019 (Gender B&HR) 2021 年 2 月研究会報告参照

1 GP とジェンダーの関係

(1) GPs on B&HR においてジェンダーについて考える意味

- ・ B&HR の Rights holders としての女性 (人権とジェンダー)
女性の人権は、普遍的人権の不可譲かつ不可分な一部であり、国家と企業は、人間生活のあらゆる領域におけるジェンダー差別への対応を求められている (Gender B&HR, para.3)
- ・ 女性と男性が直面するリスクの違い (「女性の人権」)
GP は、特に脆弱になるリスクが高いかあるいは周縁化されている集団や人口に属する人々の権利とニーズ、それらの人々が直面する挑戦に特別な注意を払い、女性と男性が直面するリスクの違いにも相当な考慮を払って、非差別的な方法で実施されること (GP 一般原則 パラ 5)。
- ・ 企業活動による特有かつ過度な影響 (Gender B&HR, Summary)
ジェンダーは B&HR の対象となる諸分野においても女性に大きな影響を与えている。特に問題とされている輸出関連の衣類・繊維、農業分野においては、女性の低賃金や不安定雇用 (輸出加工区/EPZ、インフォーマル労働) を許容するようなジェンダーのあり方が貿易やサプライチェーンにおいて利用されている。
- ・ よって、ジェンダーを扱うことなく、ビジネスと「女性の人権」の問題を解決することは不可能。ただし、ジェンダーについては、その存在が「自然」であるために、見過ご

される／見落とされることも多く、意識的に取り組むべき必要がある。

- ・ しかし、上記のようなビジネスにおけるジェンダーに基づく女性への影響（あるいは被害）は、構造的な問題として恒常的に存在しているため、個別の事故等に対する補償、救済とは違う視点から見る必要がある。（2つの側面が合わさった形で出現したものとしてラナ・プラザ崩壊、2013年）

(2) GPs on B&HR とジェンダーの接点

- ・ 一般的原則：特に差別禁止、女性と男性の異なるリスクへの適切な考慮（パラ5）
- ・ 個別の指導原則とそのコメンタリーにおいてジェンダー／女性が言及されているもの
 - 指導原則 3（国家の保護義務の実施）：(c)企業が人権を尊重するための効果的なガイダンスの提供において、ジェンダーについての効果的な考慮、女性が抱える具体的な課題を認識すべき。
 - 指導原則 7（国家による紛争地域における人権の尊重に関する企業への支援）：(b)紛争地域におけるジェンダーに基づく暴力および性暴力に特別な注意を払い、侵害リスクの測定とその対応に関して支援する。
 - 指導原則 18（企業によるビジネス活動における人権侵害リスクの特定・測定）：リスクの特定と測定において、女性と男性が直面するリスクが異なる可能性を考慮する。
 - 指導原則 20（企業による対応の検証）：適切な場合にはジェンダー別統計を活用する。
 - 指導原則 12（企業の義務としての国際的な人権基準の遵守）：追加的な基準としての女性の権利に関する国際文書の尊重
- ・ ただし、ジェンダーは分野横断的課題なのですべての原則分野において考慮が必要（Gender B&HR, para.4）

(3) ジェンダー視点から GPs を見直す：ジェンダー変革的対策と救済の必要性

- ・ 目ざすべきは、女性の権利に「被害を与えない」の先に行くこと。女性の権利を促進し、ジェンダーに注目することの重要性と中立的なジェンダー・アプローチによる負の影響を強調するものであること。（Geneva Academy Consultation）
- ・ 対策と救済は、差別やジェンダーに基づく暴力、ジェンダー・ステレオタイプを支えている家父長制的な規範と不平等な権力関係に変化をもたらし得るという意味で変革的であること（Gender B&HR, para.39）。
- ・ 救済は、防止、補償、抑止の要素を含み、女性に差別的な既存の権力構造を変化させるものであるべき（Gender B&HR, para.40）。

2 貿易と女性の経済的エンパワメントに関する取組み：WTO、OECD による Aid for Trade、Trade and Gender、Trade for All など

(1) WTO による取組み

- ・ “Joint Declaration on Trade and Women’s Economic Empowerment”
(ブエノスアイレス閣僚会議、2017 年 12 月)
 - 包摂的な経済成長にジェンダー視点を取り入れることの重要性とジェンダー対応的な政策が持続可能な社会経済的発展に果たす中心的役割の認識し (パラ 1)、包摂的な貿易政策によるジェンダー平等と女性の経済的エンパワメントへの貢献を認識し (ジェンダー平等と女性の経済的エンパワメントは、経済成長にプラス効果をもたらし、貧困削減を助ける) (パラ 2)、我々の貿易及び開発政策をよりジェンダー対応的なものにするために協力することに合意。
 - 合意内容：
 1. WTO 貿易政策検討プロセスの利用も含む経験の共有
 2. 貿易政策のジェンダー分析やモニタリングに関する好事例の共有
 3. ジェンダー別データ収集方法等の共有
 4. WTO 活動における女性の経済的エンパワメントへの障害の排除と女性の貿易への参加の増加
 5. Aid for Trade によるジェンダー対応的な貿易政策の分析、デザイン、実施のためのツールやノウハウの支援
 - 外部機関と協力してセミナーを開催し、関連課題について討論；本宣言に関する進捗状況を 2 年後に報告

- ・ WTO Informal Working Group on Trade and Gender (IWG), “Progress Report on WTO Members and Observers Technical Work on Women’s Economic Empowerment”,
(5 Nov. 2021、ボツワナ、エルサルバドル、アイスランド)
 - IWG の主たる目的：(1)既存の分析結果の見直し、(2)経験の共有、(3)“ジェンダー・レンズ”の概念と範囲の検討、(4)Aid for Trade 作業プログラムへの貢献。これらに基づき、貿易と女性の経済的エンパワメントとの関係と、この問題をどのように加盟国の貿易および貿易政策に統合するかについての理解を深める。
 - 報告書の内容：データ収集；貿易、貿易政策、貿易協定による女性への影響の測定；女性の経済参加の強化；COVID-19 による女性への影響との闘い；女性のリーダーシップ；自由貿易協定および地域貿易協定におけるジェンダー条項・章；貿易および WTO へのジェンダー・レンズの適用；開発援助と女性に焦点を当てた Aid for Trade；基準とジェンダー；能力開発

(2) OECD による取組

- ・ “Strengthening the Gender Dimension of Aid for Trade”報告書、2019 年
 - 援助国がどのように Aid for Trade にジェンダー視点を取り入れているかどうか

関する研究。なぜなら、女性の経済的エンパワメントは持続可能な開発に不可欠であるため。

- ▶ 援助国による gender-responsive aid for trade は増えている。日本の援助大幅増 (2012-2013 以降)

3 貿易協定におけるジェンダー平等

(1) 欧州議会決議“Gender Equality in EU Trade Agreements” (2017/2015(INI)), 13 March 2018

- ・ 貿易政策は、ジェンダー平等を含むグローバルおよびヨーロッパの価値を促進するためのツール (パラ B)
- ・ 構造的な不平等のために EU の貿易・投資協定や政策は女性と男性に異なる影響を与えている。ジェンダーの制約により、女性は、資源へのアクセスや資源のコントロール、法的差別、伝統的なジェンダー役割によるケアや無報酬のケアワークの過度な負担などに直面 (B)
 - ▶ EU の価値に基づく貿易政策 (Value-based trade policy) 実施義務 (労働、環境、ジェンダー平等など) (1)
 - ▶ 貿易、開発、農業、雇用、移民、ジェンダー平等など異なる政策の一貫性の向上 (2)
 - ▶ 新しい貿易協定は、関連の国際基準や法的文書を促進するものであるべき (ジェンダー平等については CEDAW や北京行動綱領、ILO の中核的条約、SDGs など) (5)
 - ▶ EU 協定における貿易のコミットメントは、人権を凌駕するものであってはならない。UNGP を歓迎し、加盟国に NAP 策定を呼びかける。法的拘束力のある文書採択のための交渉を支持する (6)
- ・ バランスをとるべきこと：効果的な貿易政策 (=女性のエンパワメントとジェンダー平等を進める) と経済的發展；貿易政策における直接的・間接的なジェンダーへの影響への考慮；ジェンダー平等の強化とそれぞれの土地の文脈への考慮；貿易政策としての成功と女性と男性へのポジティブかつ平等な影響についての評価 (E)
- ・ ジェンダー平等は基本的人権であるだけでなく、経済発展にも不可欠 (F、K)
 - ▶ 協定相手国自身の国民的文脈に適した意思決定と、自国の人権義務や国際的コミットメントを充足するための democratic policy space 尊重の重要性の強調 (9)
 - ▶ セクター別の考慮と目的 (II: 13~21)：公共サービスの民営化 (13) とヘルスケア・サービス (14) の貿易交渉からの除外；衣類、繊維、農業等における搾取撲滅措置の強化 (15)；インフォーマルセクターで働く女性 (16)；労働および性的人身売買 (17)；輸出向け農業における女性労働 (18)；生存維持のための農業と食糧主権、伝統的小規模農業者 (19、20)；女性経営による中小企業支援 (21)
- ・ 影響評価の必要性 (L)

- ・ EU レベルでの行動 (III)
 - 貿易政策を男性と平等に女性の生活及び労働条件の向上のためのツールとして利用すること (24)
 - 貿易交渉チーム、専門家委員会、国内の諮問委員会、紛争解決機関等に女性とジェンダー平等の専門家を参加させ、定期的な遵守状況の検討、ジェンダー平等と貿易に関する実質的な議論、情報交換を行う制度を設ける規定を貿易協定に含める (27)
 - 貿易政策や協定における人権基準 (CEDAW、ILO 中核的労働基準 (特に No.189、156) 社会的及び環境的基準) の尊重 (EPZs を含む) (30~32)
 - GSP および GSP+における人権基準遵守の条件化 (conditionality) (33)

4 B&HR と貿易とジェンダー平等をめぐる問題・・・整理すべきこと

- ・ GPs とジェンダーガイダンス：
 - GPs の目的=ビジネス活動における人権侵害の防止、保護、救済における権利主体としての女性および「女性の人権」の位置づけ
 - 行動レベル=ビジネスに関する人権侵害のよりよい防止、保護、救済のための指針
 - 構造レベル=国家と企業は、女性の平等な人権の享受を妨げている差別的な権力関係、社会規範、敵対的環境の系統的 (systematic) な変更を確実なものとする必要。そのためにジェンダー枠組とガイダンスを適用すべき (G&GPs の結論と勧告 paras44-45)
 - ・ WTO、OECD による取組み
 - 貿易への参加や労働条件の向上による女性の経済的エンパワメント=人権保障の一側面としての経済的エンパワメント
 - 関係国経済あるいは世界経済へのメリット
 - ・ 欧州議会決議による貿易協定におけるジェンダー平等政策 (EU 貿易協定の例?)
 - 貿易における女性の人権保護の必要性
 - 人権、ジェンダー平等という価値観の促進
 - 社会条項としてのジェンダー平等? 貿易協定による相手国の構造変革?
 - ・ これらの取組みによる効果
 - 女性労働者へのプラス効果
 - ジェンダー構造の変革
 - 貿易への女性の参加
 - 経済的効果
- ⇒ 構造的な問題としてのジェンダー認識の必要性とそのための取組みの有効性?

おわりに